

空き家の解体をお考えの方へ

— 鳴門市老朽危険空き家除却支援事業 —

事業内容

老朽化して危険な空き家を自ら除却（解体・撤去）する所有者等に対し、除却費用の一部を補助します。



要件（全て満たしていること）

- 鳴門市内の住宅（店舗・事務所等を除く）で、現に居住の用に供されていないもの
- 著しく老朽化していると認められるもの（不良度測定表による点数が100点以上（200点満点）になるもの）
- 倒壊した場合、前面道路をふさぐ恐れのあるものや、隣地に悪影響を及ぼす恐れのあるもの
- 申請者は建物または土地の所有者（または相続人）であること
- 鳴門市税の滞納が無いこと
- 空き家に所有権以外の権利（抵当権等）の設定がないこと
- 建設業法による許可または建設リサイクル法による登録を受けた市内の業者が工事を請け負うこと

補助金額

補助金の額は、補助対象経費の2/3（※）で限度額は以下のとおりです。

- 倒壊すれば前面道路をふさぐ恐れのあるもの…60万円
- 上記以外で倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼす恐れのあるもの…30万円

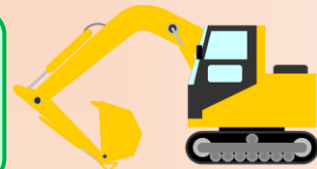
※ 補助対象経費とは、除却工事に要した費用（家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く）の80%となります（国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費の80%を上限）。つまり実際の補助率は80%の2/3なので約53%となります。

受付・戸数

受付期間：平成30年4月9日（月）～5月11日（金）

募集戸数：10戸程度（※）

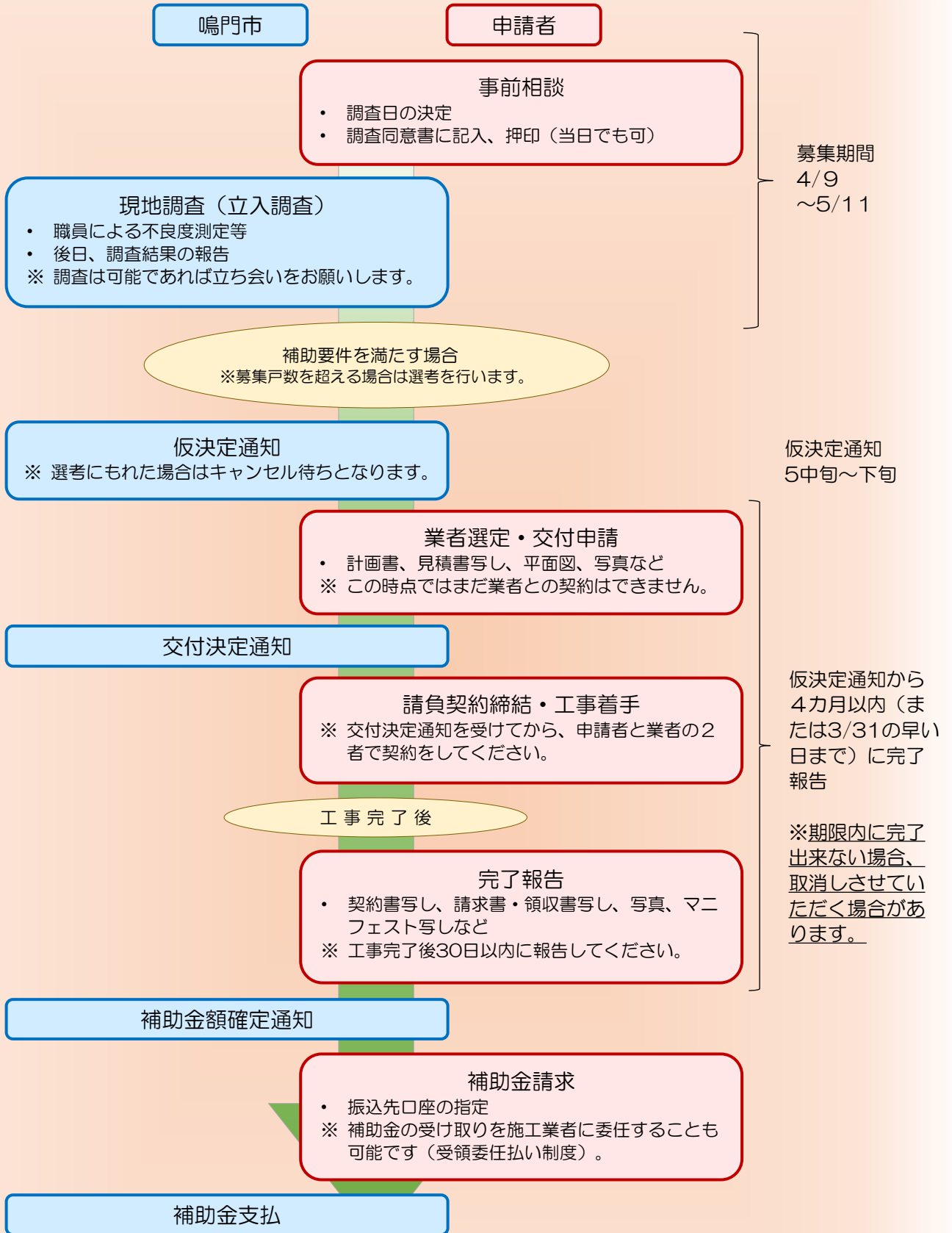
※応募多数の場合は交付事務取扱要領に基づく選考によるものとします。



その他

- 建物を除却することにより、翌年度より土地にかかる固定資産税が増額になる場合があります。
- 申請のおおまかな流れについては裏面をご覧ください。
- その他詳細については窓口（裏面）までお問い合わせください。

申請の流れ



【問い合わせ先】

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170
鳴門市経済建設部まちづくり課 都市計画担当
TEL：(088) 684-1171
FAX：(088) 684-1343
E-mail：machizukuri@city.naruto.lg.jp

詳しくはウェブサイトもご覧ください

鳴門市 空き家

検索



うずひめちゃん うずしおくん

鳴門市